

八田荘小学校いじめ防止対策基本方針

令和8年度 生徒指導部会

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

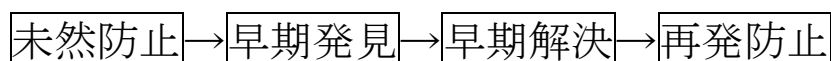
（平成25年度「いじめ防止対策推進法（概要版）」）

（注）・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

1 いじめに対する基本的な考え方

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。



- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行う。
- (3)いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの未然防止について

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2)各教科・道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4)いじめを誘発したり黙認したりすることがないように細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検する。
- (6)子ども理解、発達課題等の障害などに関する校内研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携を深める。

- (8)一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9)授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させるように取り組む。

3 いじめの早期発見について

①いじめの発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1)いじめが生起していないか常に点検する。(いじめ対応チェックリスト等)
- (2)子どもの声に耳を傾ける。(いじめアンケート調査、作文ノート、個別面談等)
- (3)子どもの行動を注視する。(チェックリスト等)
- (4)保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5)地域と日常的に連携する。(地域の各種諸団体や関係機関との情報共有等)

②いじめアンケート調査の実施

6月、10月、2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

③特に配慮が必要な児童生徒等について

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(被災児童生徒)

4 いじめに対する措置について

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

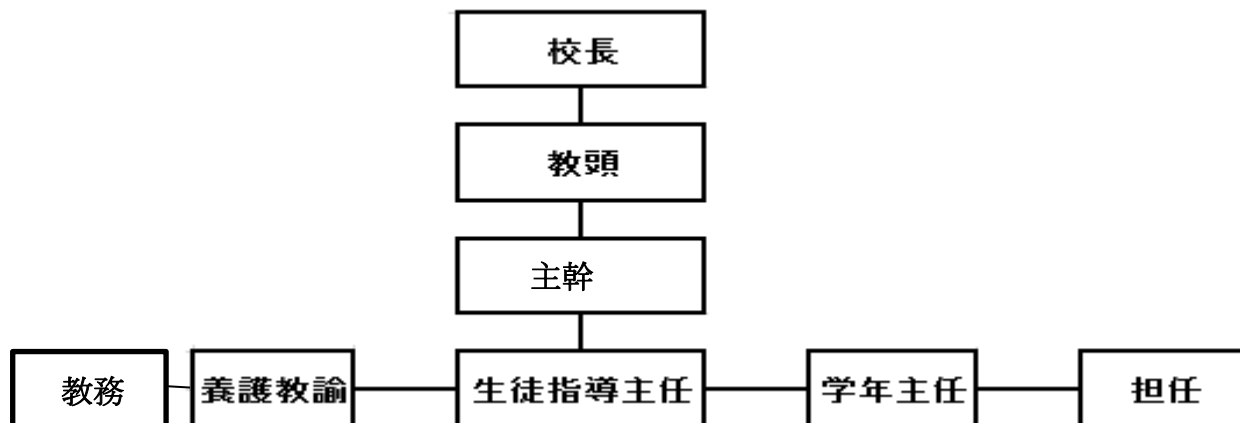
- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、事実確認を行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明を行う。
- (4)いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省をさせる。
- (5)重大ないじめに対しては、早期に関係諸機関に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

- ・いじめの解消とは「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことを指す。

5 いじめ対策委員会の設置及び校内研修の実施について

校長、教頭、教務、養護教諭、学年主任、支援担任、生徒指導主事、担任を構成員とし、「いじめ対策委員会」を設置し、年3回(6月・10月・2月)開催する。

〈いじめ対策委員会組織図〉



本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

4月に生徒指導主事がいじめに関する研修を全職員に対して行う。

6 いじめに対する措置について

①いじめが発生した場合

- (1)いじめを発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に直ちに報告し情報を共有する。
- (2)いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3)いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
- (4)必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師など外部専門家等からアドバイスを受ける。また、いじめ問題への対応として、「いじめ防止」をテーマにした校内研修を夏季に実施する。

②重大事態が発生した場合

重大事態とは、いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当の期間（年間30日を目安、一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

ただし、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、上記に係らず重大事態として調査にあたる。

重大事態への対処については、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、指導助言を受けつつ、以下のように事態の対応、収束を図る必要がある。

○学校が調査主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

○教育委員会が調査主体の場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力